

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の確保を両立させたコーポレート・ガバナンス体制の確立が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主の皆様の権利保護を図るために極めて重要であると認識しております。

当社は監査役会設置会社であり、事業特性その他当社固有の事情及び社内情報に通暁した、業務執行取締役による相互監視及び部門間の内部けん制と、社外取締役及び社外監査役による独立かつ客観的な視点からの監視・監督とによって、各取締役の業務執行の適法性・適正性及び取締役会全体としての意思決定過程の公正性・透明性を確保する体制をとっております。

任意の指名委員会・報酬委員会は設置していませんが、取締役の報酬並びに取締役、社長以下の業務執行取締役及び執行役員の人事については、事前に社外取締役の意見を求め、指名・報酬等の決定過程の公正性・透明性の向上を図っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みの状況を、「SMCコーポレートガバナンス・ガイドライン」としてとりまとめ、当社ウェブサイト上で開示しております。

http://www.smcworld.com/ir/ja/corporate_governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1 インセンティブ報酬制度の導入】

業績連動報酬、株式報酬等のインセンティブ報酬制度については、現在のところ導入していません。

政府による各種インセンティブ報酬の導入促進に向けた施策の動向も注視しつつ、中長期的な企業価値の向上に対する貢献に報いることのできる適切な報酬制度の設計に向けて、税務・会計・法務・人事の各方面から、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社外監査役2名は、企業法務に精通した経験豊富な弁護士であり、財務会計及び開示規制を含む会社法、金融商品取引法その他関連法令に関する専門的知見を有しております。

公認会計士あるいは税理士の資格を有し、又は企業の経理部門等において長期の実務経験を有するなど、「財務及び会計に関する相当程度の知見を有する」監査役はおりませんが、常勤監査役は、社外での研修や監査役としての実務を通じて財務及び会計に関する知識の習得に努めており、また必要に応じて経理部門等からの支援と会計監査人からの助言を受けております。

監査役の主たる職務が、会計監査人の監査の結果及び方法の相当性に関する監査意見の形成であることに鑑み、「財務及び会計に関する相当程度の知見を有する」監査役を少なくとも1名は選任する方向で、候補者の選定を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

株式の政策保有は、保有先企業との取引関係の維持強化を通じて当社の企業価値向上につながる場合に限定して行っております。

政策保有株式に係る議決権については、原則として会社提案を支持する方向で行使いたします。他社との経営統合、組織再編、支配権の異動を伴う資本政策など特に重要な議案が上程された場合には、必要に応じて保有先企業に直接ご説明をお願いするなどして、特に慎重に検討いたします。

会社提案・株主提案ともに、保有先企業の企業価値を明らかに損なうと判断される議案、又は当社の利益に明らかに反すると認められる議案については、反対いたします。

財務部門においては、保有先企業との取引状況並びに保有先企業の財政状態、経営成績及び株価、配当等の状況を確認し、政策保有の継続の可否について定期的に検討を行い、政策保有の意義が薄れたと判断した株式は、社長の決裁を得た上で売却しております。

主要な政策保有株式(貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えているもの)については、年に1回、取締役会において政策保有の可否を検討し決定いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

役員(役員の配偶者及び2親等内の親族並びにこれらの者が支配する法人等を含む。)と会社との利益相反取引については、法令にしたがい、取締役会において、取引条件等の重要な事実を示し、社外取締役及び監査役も参加して審議の上、承認決議を得た後に実行するとともに、その後も定期的に取引実績の報告を受ける手続を定めております。

現在、主要株主(議決権総数の10%以上を保有する株主)はおりませんが、主要株主との取引についても、同様に取引条件等を精査した上で取締役会における承認決議を経て行うとともに、定期的に取引実績の報告を受けることとしております。

なお、これらの取引実績並びに取引条件の概要及び決定方針については、法令等にしたがい、適時適切に開示してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

【3-1(i) 経営理念、経営戦略】

1) 経営理念

(1) 自動化・省力化に貢献する

空気圧機器をはじめとする自動制御機器製品の製造販売を通じて、「産業界の自動化・省力化に貢献する」ことが、当社の社会的使命であると認識しております。

(2) 本業に専心する

「産業界の自動化・省力化に貢献する」要素部品メーカーとしての本分に徹し、本業である自動制御機器事業に経営資源を集中して、競争力の向上に努めてまいります。

(3) グローバルに製品を供給する

世界各国・地域のルールやニーズに沿った製品、世界のどの市場でも通用する製品を供給してまいります。

2) 長期経営ビジョン

- (1) お客様のニーズを的確にとらえた製品開発を進め、納期・品質・価格等においてお客様のご要望にお応えできる体制づくりに努める。
- (2) 生産設備の新規拡充と既存設備の更新に集中的に取り組み、将来を見据えたグローバルな最適生産体制を確立するとともに、合理化・コストダウンを加速する。
- (3) グローバル市場における競争に勝ち残り、より一層高いマーケットシェアの獲得を目指す。

3) 中期経営計画を策定しない理由

当社のお客様は、自動車、半導体、工作機械、電機、食品機械、医療機器等あらゆる産業分野に広がっております。また国内のみならず、アジア、北米、欧州その他の各国・地域に広がっております。そのため当社は、製品開発から生産、販売、アフターサービスに至る事業活動全般にわたり、グローバルにお客様のご要望にお応えできる体制づくりに取り組んでまいりました。

需要構造のさらなるグローバル化・多様化に加え、ITの進展など、お客様の「ものづくり」のあり方そのものが大きな変化を迎えようとしている中、こうした変化を的確にとらえた施策を臨機応変に講じ、自ら変革し続けなければ、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することはおろか、熾烈な競争に勝ち抜き、企業として生き残ることも不可能であります。

一方で当社の製品は、自動化された生産ライン等において使用される生産財であり、お客様の信頼を得てマーケットシェアを維持・向上させていくためには、安定した製品供給能力や販売員によるサービス体制を確保するための、研究開発、生産設備及び人材の確保と育成に関する、息の長い投資が必要であります。

以上のような事業特性から、当社では、いわゆる「中期経営計画」としての目標設定は行わず、将来に向けて当社が取り組むべき課題を「長期経営ビジョン」として明確にし、これを達成するための各事業年度の事業計画を、全社、各事業部門、各グループ会社の単位で策定し推進していく体制をとっております。

【3-1(ii) コーポレートガバナンスに関する基本方針】

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

【3-1(iii) 取締役等の報酬決定の方針及び手続】

取締役の報酬については、株主総会でご承認いただいた範囲内で、取締役会において決定しております。

各取締役の基本報酬の具体的な金額は、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各取締役の業績に対する貢献度、役職、担当職務及び在任年数等を総合的に勘案して、管理部門を管掌する担当取締役が作成し、会長及び社長が決議した原案をもとに、毎年の定時株主総会終了後の取締役会において決定しております。

業務執行取締役の基本報酬については、特定の財務指標に連動する形とはしていないため、業績連動給与としての開示及び会計処理・税務処理を行っておりませんが、固定給部分の割合は約35%であり、65%相当部分は、各期の業績及び各取締役の貢献度を考慮した報酬となっております。

取締役に対する退職慰労金は、取締役会決議によって定めた「役員退職慰労金規程」に基づいて機械的に算出される基準支給額をもとに、各事業年度における期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しており、実際に取締役が退任した際には、株主総会において退職慰労金支給議案のご承認をいただいた後、取締役会の決議により、上述の基準支給額に上記規程に定める範囲内において各支給対象者の在任中の功労を勘案した加算を行うか否かを含め、具体的な金額を決定しております。

退職慰労金支給議案を株主総会に上程する際には、支給総額の上限金額を明示して、株主の皆様にお諮りすることとしております。

なお、社外取締役及び監査役は、退職慰労金制度の対象とはしていません。

【3-1(iv) 取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続】

当社は、取締役の任期を1年としております。毎年、会長、社長及び管理部門を管掌する担当取締役を中心に、それまでの職務における実績を踏まえ、将来の業績向上に貢献できるか否かという観点からの能力評価と、上場企業の取締役になふさわしい人格識見を備えているか否かの人物評価を行って候補者を選定し、取締役会において、会長及び社長が候補者選定の趣旨を十分に説明した上で、社外取締役に意見をもとめ慎重に検討し、正式な取締役候補者として株主総会にお諮りすることの可否を決定いたします。

社長及び役付取締役の選定にあたっては、上記と同様に、将来の業績向上に貢献できるか否かという観点から、取締役会において検討し決定しております。

社外取締役及び監査役候補者については、上記と同様の評価に基づき候補者の選定を行い、現任の社外取締役及び監査役に意見を求め、監査役候補者については監査役会の同意を得た上で、取締役会において、正式な社外取締役候補者又は監査役候補者として株主総会にお諮りすることの可否を検討し決定いたします。

【3-1(v) 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名理由】

株主総会参考書類において、すべての取締役及び監査役の候補者について、取締役会が候補者として指名した理由を開示しております。

【補充原則4-1-1 代表取締役と取締役会との権限分配に関する方針】

「取締役会規程」において、取締役会の付議事項を定め、それ以外の事項及び取締役会が決定した事項に関する具体的な業務執行については社長の決裁権限に委ねることとして、取締役会から社長に対する権限委譲の範囲を明確にしております。

業務執行に関する取締役会の付議事項の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 部レベル以上の組織の設置、変更、廃止
- (2) 執行役員の選任、解任
- (3) 1件10億円以上の資産の取得、処分
- (4) 1件10億円以上の長期借入、貸付、債務保証

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

取締役会が、独立かつ客観的な立場から経営を監督する機能を充実させるため、独立社外取締役を複数名選任しております。

独立社外取締役には、一般株主・投資家の皆様の利益保護を重視して経営を監督することと、専門的な知見に基づいて経営の方針に関する助言をいただくことを期待しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性の基準として、法令の定める要件のほか、東京証券取引所の定める基準に当社の考え方を加え、以下の基準を設定しております。

◆直近事業年度(末)において、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 当社グループの業務執行者(業務執行取締役、執行役、従業員等をいう。以下同じ。)
- (2) 当社グループの主要な取引先(*)又はその業務執行者
(*) 主要な取引先とは、以下に該当するものをいう。
 - ・当社グループの連結売上高の2%以上を占める販売先
 - ・連結売上高の2%以上が、当社グループに対するものである仕入先又は業務委託先
 - ・当社グループの連結総資産の2%以上の金額を、当社グループに融資等している借入先
- (3) 当社の主要株主(総議決権の10%以上を保有している株主をいう。)又はその業務執行者
- (4) 当社グループに対して法定の監査証明業務を提供する公認会計士又は監査法人に所属する者
- (5) 当社グループとの間で、役員又は執行役員を相互に兼任する関係にある会社の業務執行者
- (6) 当社グループから、役員報酬以外に1,000万円以上の報酬等の支払を受けた弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門家(これらの者が法人その他の団体であるときは、それに所属する者)
- (7) 当社グループから、1億円以上の寄付を受けた個人又は団体若しくはその業務執行者
- (8) 過去10年間に於いて、上記(1)に該当していた者及び過去3年間に於いて、上記(2)～(7)に該当していた者
- (9) 上記(1)～(8)に掲げる者の配偶者及び2親等内の親族。ただし、「業務執行者」については、重要な業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員等の役員に準ずる高位の従業員をいう。)に限る。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針】

当社は、各業務執行部門の責任者による相互監視と部門間のけん制により、各取締役の業務執行の適法性・適正性を監視・監督する体制をとっており、技術、製造、営業、管理の主要な各部門から、バランスよく取締役を選出することを基本としております。

さらに、業務執行に携わらず、経営陣から独立した客観的な立場から経営の監督を行う社外取締役が複数名加わることによって、取締役会全体としての意思決定過程の公正性・透明性を担保することとしております。

【補充原則4-11-2 取締役及び監査役の兼任状況の開示】

社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役は、当社の取締役及び監査役としての職務に精励するため、他の上場会社の取締役又は監査役の兼任は、3社までに限定いたします。

このほか、業界団体の役員等への就任を含め、当社以外の法人その他の団体における活動は、当社の取締役及び監査役としての職務の遂行に支障がない範囲に限定いたします。

なお、取締役及び監査役の重要な兼職の状況については、法令にしたがい適切に開示いたします。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

年に1回、取締役会全体の実効性に関する自己評価を実施し、評価結果の概要を当社ウェブサイト上で公開しております。

http://www.smcworld.com/ir/ja/corporate_governance.html

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役及び監査役が、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解すること及び当社事業の特性及び現状を理解することが重要であるとの認識のもと、その機会を継続的に提供し、費用負担などの必要な支援を行うことを基本方針としております。

具体的には、顧問弁護士による役員研修会を定期的に開催し、東京証券取引所が推奨するEラーニングをすべての取締役及び監査役が受講しているほか、必要に応じて外部セミナー等に参加して研鑽を積むことを奨励しております。

また、新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、事業場の視察及び従業員からの説明など、当社事業の特性及び現況の理解を助ける機会を必要に応じて設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主総会以外の場においても、株主の皆様からご意見を伺い、会社としての方針及び考え方をお伝えしてまいります。

株主・投資家の皆様とのコミュニケーションについては、社長及びIR担当取締役を中心に積極的に取り組むものとし、その実践状況については、社外取締役を含む取締役会において、適切に監督を行ってまいります。

株主・投資家の皆様からのご要望に応じて、可能な範囲で社長及びIR担当取締役が、個別面談に対応しております。社外取締役との面談のご要望については、日程調整等が困難ではありますが、可能な範囲でお応えしていく方針であります。

株主・投資家の皆様との対話のための体制及び方針は、以下のとおりであります。

- (1) 株主・投資家の皆様との対話を統括する取締役の指定
株主・投資家の皆様との対話全般を統括する「IR担当取締役」を指定しております。
- (2) 対話を補助する関係各部門の連携
対話を補助するIR、経営企画、経理財務、総務等の各部門は、必要な連絡調整を随時実施しております。また特にコーポレートガバナンスに関する事項についての面談のお申し入れがあった場合には、事前に主な質問事項の提示をお願いし、IR部門が必要に応じて関係部門に回答の準備及び面談への同席などの支援を求めて、対応しております。
- (3) 個別面談以外の対話の手段の充実
毎年2回、アナリスト及び機関投資家の皆様向けの決算説明会を開催しており、当日の配布資料は、TDnet及び当社ウェブサイト上で同日中に公開しております。
- (4) 株主・投資家の皆様のご意見等のフィードバック
上記の決算説明会においては、社長及びIR担当取締役が説明と質疑応答を行い、株主・投資家の皆様のご意見を直接伺っております。このほか、IR部門等から必要に応じて社長及びIR担当取締役に対して報告を行う体制となっており、特に重要な懸念事項の表明等があった場合には、社長及びIR担当取締役は、取締役会に対して報告を行います。
- (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理
毎決算期末及び毎四半期末から決算発表までの期間を沈黙期間(会社の事業内容等の基本的な事項に関するヒアリング等を除き、株主・投資家の皆様との個別面談をお断りする期間)として設定しております。
株主・投資家の皆様との対話の中で、インサイダー情報を開示しなければならない状況は想定しにくいですが、仮にそのような必要が生じた場合には、秘密保持契約の締結など適切な方策を講じてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,847,400	5.71
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,590,251	5.32
トン ファイナンス ピービー	3,443,535	5.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,139,200	4.65
有限会社高田インターナショナル	3,050,000	4.52
株式会社りそな銀行	1,959,800	2.90
第一生命保険株式会社	1,713,000	2.54
ジェーピー モルガン チェース バンク 385164	1,446,100	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,405,400	2.08
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	1,318,635	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記「大株主の状況」は、2017年3月31日現在の株主名簿の記載に基づくものであります。
2. 以下のとおり大量保有報告書(変更報告書)が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

提出者：ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドほか1社
住所：イギリス・エジンバラ
報告義務発生日：2013年6月28日
所有株式数：4,990,700株(7.40%)

提出者：ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
住所：アメリカ・ニューヨーク
報告義務発生日：2014年12月31日
所有株式数：3,681,071株(5.46%)

提出者：ノーザン・クロス・エルエルシー
住所：アメリカ・ボストン
報告義務発生日：2015年8月3日
所有株式数：2,805,887株(4.16%)

提出者：キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーほか5社
住所：アメリカ・ロサンゼルスほか
報告義務発生日：2017年2月15日
所有株式数：3,511,171株(5.21%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
海津政信	他の会社の出身者											
香川利春	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
海津政信	○	——	エコノミスト・証券アナリストとしての、経済・金融情勢、企業経営及び財務会計に関する専門的な知見に基づき、特に一般株主・投資家の利益保護を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性を高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の方針に関する助言をいただくため、社外取締役に就任いただいたものであります。 また海津氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。

香川利春	○	——	当社の事業領域と極めて密接な関連を持つ流体計測制御の研究者・教育者としての、専門知識と豊富な経験に基づいて、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監督し、経営の透明性をより一層高めていただくとともに、会社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から、特に研究開発活動及び技術者の育成に係る施策を中心に、経営の方針に関する助言をいただくため、社外取締役就任に就任いただいたものであります。 また香川氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。
------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は、それぞれの監査計画書を交換して計画のすり合わせを行い、有効かつ効率的な監査の実施に努めています。また、報告書の交換及び連絡会議の開催などにより、監査の実施状況に関する情報の共有を図っております。

監査役は、会計監査人及び内部監査部門から監査の実施状況に関する報告を受けており、必要に応じて報告を求めているほか、これらの監査に随時立ち会っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川良明	弁護士													
鈴江辰男	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川良明	○	——	企業法務に精通した弁護士としての、会社法及びコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、社外監査役に就任いただいたものであります。 また小川氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。
鈴江辰男	○	——	企業法務に精通した弁護士としての、会社法及びコンプライアンスに関する専門的知見と豊富な経験に基づき、特に法的リスク管理を重視して、中立かつ客観的な立場から当社の経営を監査していただくとともに、経営全般に関する助言をいただくため、社外監査役に就任いただいたものであります。 また鈴江氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて当社が策定した独立性判断基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、取締役会決議によって独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

- 当社は、独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役の全員を、独立役員に指定しております。
- 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準を定めております。
当社独自の独立性判断基準の内容は、本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】に記載のとおりであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

短期的な業績のみならず、中・長期的な企業価値の向上に対する貢献を正當に評価することのできる報酬の体系について、鋭意検討を進めております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

法令に従い、有価証券報告書及び事業報告において、取締役報酬の開示を行っております。
連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
2017年3月期の役員報酬は、以下のとおりであります。

社外取締役を除く取締役12名に対して463百万円(うち基本報酬434百万円、退職慰労金28百万円)。
社外取締役2名に対して18百万円、社外監査役を除く監査役1名に対して15百万円、社外監査役2名に対して12百万円(いずれも基本報酬のみ)。

上記の取締役に対する報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

退職慰労金は、2017年3月期における役員退職慰労引当金繰入額であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2007年6月28日開催の第48期定時株主総会において、各事業年度の基本報酬の総額は、取締役については年額900百万円以内、監査役については年額100百万円以内と定められております。

各役員の基本報酬の具体的な金額は、毎年、の定時株主総会終了後、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議によって、業績の見通し、従業員給与の水準並びに各人の業績に対する貢献度、役職、担当業務及び在任年数等を総合的に勘案して決定しております。

取締役に対する退職慰労金は、取締役会決議によって定めた「役員退職慰労金規程」に基づいて機械的に算定される基準支給額をもとに、各事業年度における期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

実際に取締役が退任した際には、株主総会において退職慰労金贈呈に関する議案のご承認をいただいた後、取締役会の決議により、上述の基準支給額に上記規程に定める範囲内において各支給対象者の在任中の功労を勘案した加算を行うか否かを含め、具体的な金額を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役は、退職慰労金制度の対象外であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、取締役会事務局の担当者が、取締役会の開催に先立って、当日配布予定の資料を交付し、付議事項に関する事前説明を行うこととしております。

社外監査役については、監査役を補佐する監査役スタッフとして、従業員1名を配置しております。監査役スタッフについては、人事異動の発令又は懲戒処分の実施に際して監査役との協議を要するものと定めており、人事面での独立性を確保しております。

原則として月1回開催される監査役会においては、常勤監査役及び監査役スタッフが監査の実施状況を社外監査役に逐一報告しているほか、内部監査部門及び経理部、総務部等の管理部門の責任者が随時出席し、それぞれの活動状況について報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役10名のうち業務執行を行う取締役8名は、当社の業務執行部門あるいは在外連結子会社の責任者であり、日常の業務執行の過程において、適法性・適正性及び効率性を確保するため、部門間の相互監視と情報共有に努めております。

社外取締役2名は、一般株主・投資家の利益保護の視点から経営を監督し、経営の透明性を高める役割を担っております。

監査役3名は、取締役会その他の重要な会議への出席、取締役及び従業員並びに会計監査人からの報告聴取、原則として月1回開催の監査役会における情報交換などを通じて、取締役の業務執行の適法性・適正性について監査を行っております。

2名の社外監査役は、中立かつ客観的な立場から経営を監査する役割を担っております。

会計監査人は清陽監査法人であり、同監査法人所属の公認会計士12名及び公認システム監査人1名が監査業務に従事しております。

内部監査を担当する監査室は、代表取締役社長直轄の組織であり、内部監査規程に準拠して取締役及び従業員の業務遂行の妥当性等を監査しております。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応としては、代表取締役社長直轄の内部統制推進室が関係部門と連携して内部統制の整備・評価を実施し、グループの内部統制システムの維持及び継続的改善を行って、財務報告の信頼性確保に努めております。

内部監査及び内部統制評価の結果については、代表取締役社長及び監査役に報告されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社固有の事情及び社内情報に通暁した、業務執行を担当する取締役による相互監視及び部門間の牽制と、中立かつ客観的な視点を持つ社外取締役及び社外監査役による監督・監視とによって、取締役会全体としての意思決定プロセス及び各取締役の業務執行の適法性・適正性を確保する体制をとっております。

社外取締役を複数名選任することにより、経営に対する監督機能の強化と、経営の透明性向上を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる「集中日」を避けて、株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(インターネット開示書類を含む全文)の英語版を作成し、東京証券取引所ウェブサイト、議決権電子行使プラットフォーム、自社IRウェブサイトに掲載しております。 ADR(米国預託証券)の実質保有者に対しては、預託銀行を通じて、招集通知(インターネット開示書類を含む全文)及び議決権行使書の英語版を配布しております。
その他	発送の2営業日前に、招集通知を東京証券取引所ウェブサイト及び自社IRウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算及び期末決算の発表時)、アナリスト向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社IRウェブサイトのURL (日本語) http://www.smcworld.com/ir.htm (英語) http://www.smcworld.com/ir/en/ 以下の資料を自社IRウェブサイトに掲載しております。 (日本語/英語) 株主総会招集通知(全文)及び決議通知 決算短信、四半期決算短信、アナリスト説明会資料 TDnetにより提出した適時開示資料 コーポレート・ガバナンス報告書 SMCコーポレート・ガバナンス・ガイドライン (日本語のみ) 株主向け報告書及び中間報告書 有価証券報告書、四半期報告書 臨時報告書(株主総会における議決権行使結果) 取締役会の実効性に関する自己評価アンケート結果 (英語のみ) アニュアルレポート	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動を担当する専任の部署として、広報室を設置しております。	
その他	東京証券取引所の「英文資料配信サービス」を通じて、TDnetにより提出した適時開示資料の英語版を、原則として日本語版と同日中に公開いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SMCグループ企業行動指針」において、顧客及び取引先、株主及び投資家、従業員、地域社会から信頼される企業であることを目標に掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、製品開発、原材料の調達から製品の出荷に至るまでの事業活動全般における環境負荷の低減に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1)取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「SMCグループ企業行動指針」「SMCグループ行動規範」を制定し、法令及び倫理規範を遵守して公明正大な企業活動を行うことを通じて、顧客及び取引先はもとより、広く社会全体から信頼される企業を目指す姿勢を明確にしております。
 - ・コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の強化を図っております。
 - ・グループ全体を対象とした内部通報制度及び利益相反行為届出制度を整備し、不正行為の抑止と是正に役立てております。
 - ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとります。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・情報管理規程を制定し、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を整備しております。
 - ・情報開示委員会を設置し、適時適切な情報開示に努めております。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・品質、環境対策、コンプライアンス、防災等の特に重要なリスクを管理する専任の部署又は委員会を設置しております。
 - ・すべての品質クレームに関する情報を会長及び社長に報告させ、対応と再発防止策の内容を検証しております。
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・経営会議を設置し、各部門責任者間の情報共有の迅速化を図っております。
 - ・「長期経営ビジョン」のほか、全社及び各部門の年度方針・年度予算を定め、適切な業務管理を実行しております。
- (5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社との間で契約を締結し、重要事項についての当社との事前協議、事業計画・決算等についての定期報告及び当社との定期協議、業務に起因する損失及び災害等による損失又は法令違反行為等の重要な事象が発生した場合の当社への報告を義務づけております。
 - ・財務報告の信頼性を確保するために必要なリスク管理(財務報告に係る内部統制)の体制を整備・運用し、定期的な評価を通じてその有効性の向上を図っております。
 - ・関係会社管理規程の整備、役員の派遣及び株主権の行使並びに子会社との定期協議を通じて、子会社の管理と統一的かつ効率的なグループ戦略の推進を適切に行っております。
- (6)監査役の職務を補助する従業員に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する監査役スタッフとして、内部監査及び財務会計等に係る知見を有する適切な人員を配置しております。
 - ・監査役スタッフは、監査役の指示に従い、監査役の監査のために必要な調査を行う権限を有しております。
 - ・監査役スタッフに対する人事異動の発令及び懲戒処分の実施に際しては、監査役と協議のうえ決定することとしております。
- (7)取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び従業員は、業務執行の状況につき、監査役に定期的に報告し、監査役からの要請に応じて、随時監査役に報告しております。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしております。
 - ・取締役及び従業員は、子会社の取締役及び従業員等から、子会社における重要な事象につき報告を受けた場合、適時適切に監査役に報告することとしております。
 - ・監査役に報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び従業員等に対して不利益な取扱いを行うことを禁止しております。
- (8)監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行のために必要な費用は、前払いも含め、監査役からの請求に応じてすみやかに処理することとしております。
- (9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役と社長との会合、監査役と会計監査人及び内部監査部門との会合を定期的に行い、監査環境の改善と監査人相互の連携強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 「SMCグループ企業行動指針」及び「SMCグループ行動規範」において、「反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、弁護士及び警察等との緊密な連携のもと、組織的に毅然とした対応をとる」という基本方針を明確に定めております。
- 弁護士、警察、その他外部の専門機関との緊密な連携体制を維持しております。
- 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び具体的な対応について、通達及び社内研修により周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

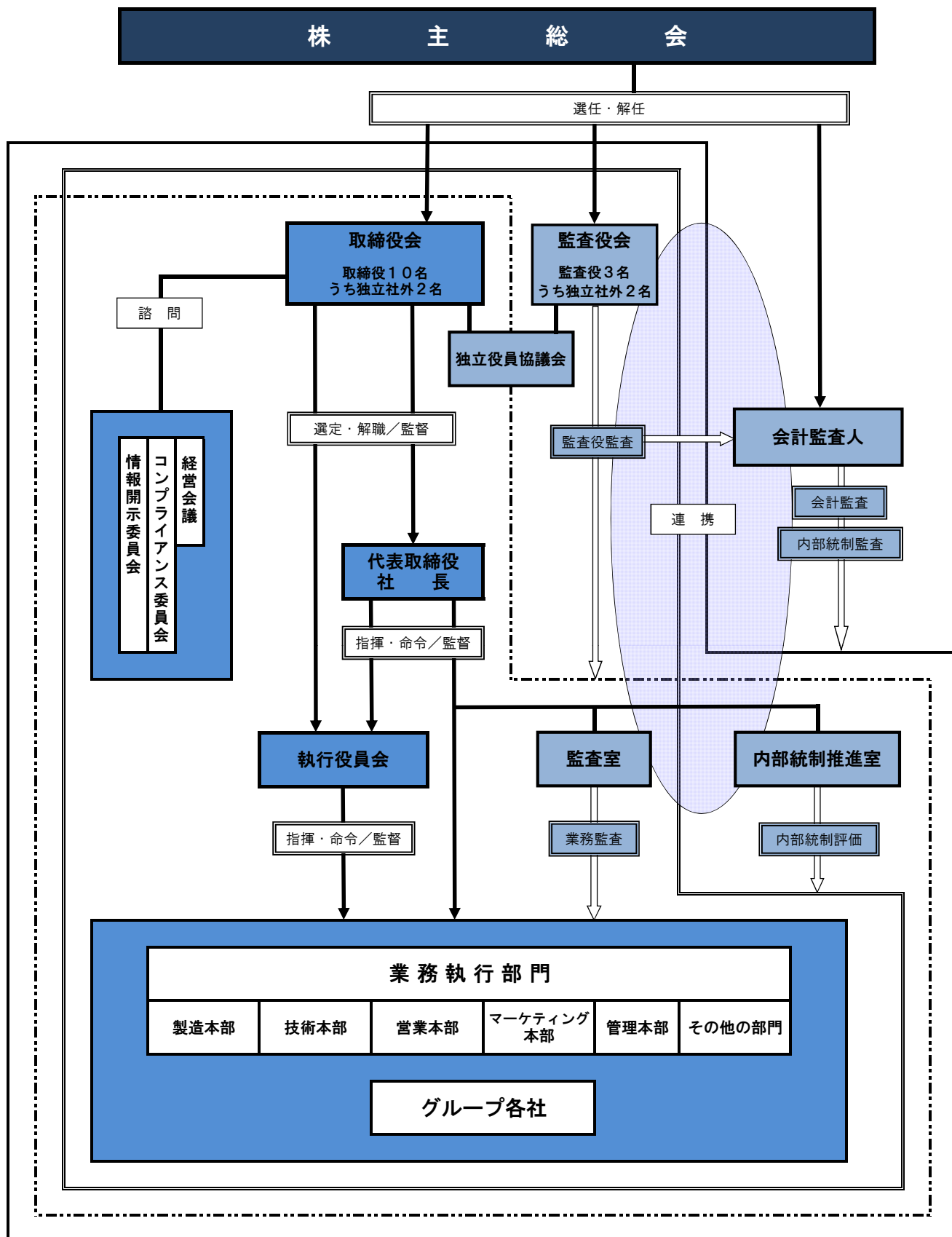
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

意思決定ラインと、各業務執行部門及びグループ各社からの重要事項の報告ラインとの双方を管掌する管理本部長が、情報取扱責任者となり、重要な決定事実及び発生事実について、必要な情報管理と適時適切な情報開示を指揮しております。

特に重要な情報開示については、代表取締役社長の決裁、情報開示委員会における協議、取締役会の承認等のうち適切な意思決定過程を選択し、開示の時期及び方法等を決定しております。

当社の適時開示体制の概要は、添付の図のとおりであります。



【適時開示体制の概要】

SMC株式会社

